\bigcirc 公有水 面埋立法施行規則 昭昭 和四十九年運輸省・建設省令第一号)(抄) (第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 (準用規定) 4 (単用規定) 5 (単用規定) 5 (単用規定) 6 (単用規定) 6 (単用規定) 6 (単用規定) 6 (単用規定) 6 (単用規定) 6 (単用規定) 7 (単用規定) 8 (単円規定) 9 (単一規定) 9 (単一性 9	(工事施行区域が一の都道府県の区域又は一の指定都市の区域に係る同一の願書、申請書又は届出書を関係を設定が一の規定による出願、申請又は届出書を関係を設定での域では一の地方自治法(昭和二十二年法律第六下「指定都市」という。)の区域を超える場合におけ下「指定都市」という。)の区域を超える場合におけてしなければならない。	改正案
2 (略) とあるのは、「承認」と読みが別記様式第三中「免許」とあるのは、「承認」と読みび別記様式第三中「許可」とあり、別記様式第一及びび別記様式第三中「許可」とあり、別記様式第一及びが別記様式第三中「許可」とあり、別記様式第一及びが別記様式第三中「許可」とあり、別記様式第一及びが開入の規定は、国において行う埋きなる。	(工事施行区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合(工事施行区域が二以上の都道府県の区域にしなければならない。 (工事施行区域が二以上の都ぞれ提出してしなければならない。	現